

## 「ずっと安心信託」のご契約にあたって決めていただく主な事項

信託金額	200万円以上3,000万円以下 <ul style="list-style-type: none"> <li>●お客さまにご相続が発生した際に、お受取人が受け取る金額により、他のご相続人の法令上の権利(遺留分といいます)を侵害してしまう場合がありますので、信託金額をご相談させていただいております。(ご保有の金融資産の1/3まで設定可)</li> <li>●追加のご入金もできます。別途窓口までご相談ください。</li> </ul>
メニューの選択	①ご自分用(定時定額受け取り) ②ご家族用(一時金) ③ご家族用(定時定額受け取り)から1つ以上ご選択
内訳金額	ご選択いただいたメニューごとの金額をご指定
信託期間	5年以上30年以内でご指定 <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約後、信託期間の変更はできません。</li> </ul>

ご選択いただいたメニューについて右の項目をご選択・ご指定ください

①ご自分用(定時定額受け取り)	受取開始日	ご契約後の任意の日をご指定 <ul style="list-style-type: none"> <li>●受取開始日を5年後の任意の日とするなど据置期間を設定することもできます。</li> </ul>
	受取サイクル	毎月1回、隔月1回、3カ月に1回、4カ月に1回、半年に1回、1年に1回の中からご選択
	1回あたりの受取金額	ご希望の受取金額をご指定
	残金の振替先	ご資金が残った場合の振替先を「ご家族用(一時金)」または「ご家族用(定時定額受け取り)」からご選択
	受取口座	ご資金を受け取るための口座をご指定 <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人さま名義の口座に限ります。</li> <li>●他の銀行の口座もご指定できます。</li> <li>●受取口座に代理人設定をしておくと、お客さまの健康状態が悪くなったときなどでも、代理人がお引き出しできるので安心です。</li> </ul>
②ご家族用(一時金)	お受取人	「ご家族用(一時金)」を残したい方をご指定 <ul style="list-style-type: none"> <li>●お受取人はお客さまの「ご相続人(注)」の中からご指定ください。</li> <li>●お受取人は「複数名」のご指定も可能です。この場合、お受取人ごとの受取割合もご指定ください。</li> </ul>
	お受取人	「ご家族用(定時定額受け取り)」を残したい方をご指定 <ul style="list-style-type: none"> <li>●お受取人はお客さまの「ご相続人(注)」の中からご指定ください。</li> <li>●お受取人は「複数名」のご指定も可能です。この場合、お受取人ごとの受取割合もご指定ください。</li> </ul>
③ご家族用(定時定額受け取り)	受取方法	「受取サイクル」「1回あたりの受取金額」をご指定
	お受取人による受取方法の変更可否	お客さまの相続発生後、お受取人による受取方法の変更可否をご選択 <ul style="list-style-type: none"> <li>●「変更を認めない」をご選択された場合、お受取人からのお申出による受取方法の変更(解約を含みません)は、一定の事由を除き、できません。</li> </ul>

(注)「ご相続人」は、ご親族の構成により異なります。(例:配偶者と子がいる場合は「配偶者と子」、配偶者・子・親(既に他界)がない場合は「兄弟姉妹」など)ご不明な点は窓口にご相談ください。